ご存じですか? 離婚時の年金分割制度における 家庭裁判所の手続

離婚時の年金分割制度において、家庭裁判所には、離婚した当事者間で分割割合の合意ができないときなどに、分割割合を定めるための手続があります。



家庭裁判所

年金分割制度について・・・「合意分割」と「3号分割」の二つの制度があります。

本リーフレットでは、厚生年金保険制度を中心として制度や手続を説明していますが、各共済年金制度(国家公務員共済組合制度,地方公務員共済組合制度,私立学校教職員共済制度)における年金分割制度の基本的な考え方や手続も、厚生年金保険制度と同様です(各制度の詳細については、後記の「年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……」欄記載の各窓口にお問い合わせください。)。

「合意分割」(離婚時の年金分割制度・平成19年4月施行)

「合意分割」は、平成19年4月1日以後に離婚をした場合において、当事者間の合意や裁判手続により分割割合を定めたときに、当事者の一方からの年金分割の請求によって、婚姻期間中(*1)に納めた保険料(掛金)の額に対応する厚生年金(共済年金)を当事者間で分割することができる制度です(*2)。

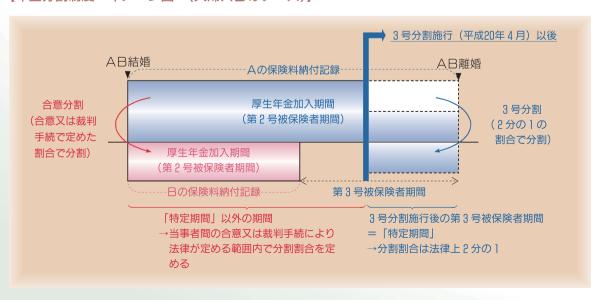
- ※] 事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になりますが、その場合、分割の対象になるのは、当事者の 一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間(第3号被保険者期間)に限られます。
- ※ 2 具体的には、婚姻期間中の保険料納付記録等(年金額の算定の基礎となるもの)を分割し、離婚をした当事者は、それぞれ分割後の記録に基づいて年金額が算定されることとなります(受給資格要件を満たしていることが前提です。)。

「3号分割」(離婚時の第3号被保険者期間の年金分割制度・平成20年4月施行)

「3号分割」は、平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間(特定期間)について、離婚をした場合に、第3号被保険者であった方からの年金分割の請求によって、第2号被保険者の厚生年金(共済年金)を2分の1に分割(**3)することができる制度です。

※3 分割の具体的内容や効果については、「合意分割」と同様です(※2参照)。

【年金分割制度・イメージ図 (夫婦ABのケース)】



年金分割制度と家庭裁判所の手続について・・・裁判手続の対象となるのは、「合意分割」の制度のみです。

平成19年4月から始まった「合意分割」の制度は、原則として当事者間の協議に基づく合意により分割割合を定めることになりますが、合意ができないときには、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所における手続(審判又は調停)において分割割合を定めることになります。

これに対し、平成20年4月から始まった「3号分割」の制度は、第3号被保険者であった方からの年金分割の請求手続のみによって、平成20年4月1日以降の保険料納付記録が自動的に2分の1の割合で分割されるものであり、当事者間の合意や裁判手続を必要としません。

「合意分割」の基本的な手続の流れ・・・裁判手続は、当事者間で合意ができないときに利用します。

当事者間で話し合い

年金分割の制度を利用するに当たり、当事者の一方又は双方から、離婚前又は離婚後に最寄りの年金事務所(厚生年金の場合)等(共済年金の場合は各共済制度ごとに異なります。)で年金分割のために必要な情報(定めることができる分割割合の範囲等)の提供を請求することができます。

年金分割のために必要な情報は、各制度でとに「年金分割のための情報通知書」という文書により通知されます。

詳細は、後記の「年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……」 欄記載の各窓口にお問い合わせください。 当事者間で分割割合等について合意した場合には、年金分割を請求すること及び合意した分割割合を証明する書類を作成して当事者双方が年金事務所で年金分割の請求手続(→Q4参照)を行うことになります。

その他,公証役場で公正証書を作成するか,又は合意書に公証人の認証を受けることによって合意した分割割合等を明らかにすることができる場合には,当事者の一方により年金事務所で年金分割の請求手続を行うことができます。

年金事務所の所在地については、日本年金機構のホームページ (http://www.nenkin.go.jp/)を参照するか、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。



当事者からの情報提供請求と当事者からの情報提供請求と当事者からの情報提供請求とによる通知による通知による通知

年金事務所 (共済年金は共済組合等) における手続 分割割合について

とき

合意できない

年金分割を請求すること及び合意した分割割合を 証明する書類の作成

(書式は年金事務所に備え付けられています。)

年金事務所等における手続(共済年金は共済組合等)





分割割合を定める 審判の確定 又は 調停の成立

- ⇒必要書類等については Q1へ
- ⇒申し立てる家庭裁判所については Q2 へ
- ⇒家庭裁判所に申し立てる時期については Q3 へ

家庭裁判所における手続

※ 離婚時の年金分割制度は、離婚の前に利用することはできませんが、離婚調停における付随事項や離婚の訴え(人事訴訟)における附帯処分として、これらの裁判手続の中で分割割合を定めることは可能です。

人事訴訟の手続については、リーフレット「ご存じですか? 人事訴訟」もご覧ください。

厚生労働大臣等による年金分割の請求手続当事者からの年金分割の請求と

- ⇒年金分割の請求手続については Q4へ
- ⇒請求期限については Q5 へ
- ⇒必要書類等については Q6 へ

年金事務所における手続(共済年金は共済組合等)

● 審判・調停の手続について

Q1 家庭裁判所への申立てをするには、どうすればよいのですか。

4 申立書, 手数料, 郵便切手などのほか, 申立てに係る各年金制度ごとに, 情報提供の手続によって年金事務所(厚生年金の場合)等(共済年金の場合は各共済制度ごとに異なります。)*から交付された「年金分割のための情報通知書」が必要になります。

(申立書用紙は,裁判所ウェブサイト又は家事手続情報サービス (コード番号7440) から取り出すことができます。)



(2) 申立ては、どこの家庭裁判所にすればよいのですか。

A 原則として相手方の住所地を受け持つ家庭裁判所です。ご不明な場合は最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。なお、審判の申立てについては、平成25年1月1日以降、申立人の住所地を受け持つ家庭裁判所にすることもできます。

Q3 家庭裁判所に対する審判又は調停の申立ては、いつまですることができますか。

A 年金分割の請求は、原則として離婚をした日の翌日から起算して 2 年を経過した場合にはできなくなるものとされています (\Rightarrow Q5 参照)。

したがって、家庭裁判所に対する審判又は調停の申立ても、原則として離婚をした日の翌日から 起算して2年を経過した場合にはすることができません。

● 審判・調停後の手続について

4 年金分割の請求手続とは、どのようなものですか。

4 当事者間で合意した分割割合等について年金分割を請求すること及び合意した分割割合を証明する書面の作成等がされ又は裁判手続により分割割合が定められた後、実際に離婚時の年金分割制度を利用するためには、年金事務所(厚生年金の場合)等(共済年金の場合は各共済制度でとに異なります。)* で年金分割の請求手続をする必要があります。

具体的な請求手続については、最寄りの年金事務所等*にお問い合わせください。

Q5年金分割の請求手続は、いつまでできるのですか。

4 年金分割の請求には、請求期限が定められており、原則として離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した場合には、請求できないこととされています。

ただし、離婚をした日の翌日から起算して2年を経過する前に家庭裁判所に審判等の申立てをした場合には、分割割合を定める審判が確定し又は調停が成立したのが離婚をした日の翌日から起算して2年を経過した日以後であったときでも、例外的に、分割割合を定める審判が確定した日又は調停が成立した日の翌日から起算して1か月を経過するまでは年金分割の請求ができる旨定められています。

したがって、離婚をしたときから 2 年を経過して分割割合を定める審判が確定するなどした場合において、離婚時の年金分割制度を利用するためには、当該審判確定等の日の翌日から 1 か月内に、年金分割の請求手続(\Rightarrow Q4 参照)をしなければなりません。

(※ 共済年金についての情報提供や年金分割の請求先等については、後記の「年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……」欄記載の各共済制度の窓口にお問い合わせください。

46 家庭裁判所における審判等で分割割合が定められた場合に、年金分 割の請求をする際、添付すべき資料として何が必要になりますか。

年金分割の請求の際に必要とされる資料のうち、家庭裁判所で交付されるものは、以下のもの になります(これらの家庭裁判所で交付される資料の入手方法については、最寄りの家庭裁判 所でお尋ねください。)。

- ◆ 審判(判決)の場合・・・・・審判(判決)書の謄本又は抄本及び確定証明書
- ◆ 調停(和解)の場合・・・・・調停(和解)調書の謄本又は抄本

なお、Q5の場合のように、離婚をした日の翌日から起算して2年以内に家庭裁判所に審判等の申 立てをした後、分割割合を定める審判確定等までの間に離婚をした日の翌日から起算して2年を経 過したような場合には、更に当該申立日を証明する書面が必要になります。

以上のほか、年金分割の請求の際に必要とされる資料については、下欄の「年金分割制度等につ いてのお問い合わせ・相談等は……」欄記載の各窓口にお問い合わせください。

このリーフレットに記載されている内容についてのお問い合わせ先

● 年金分割制度等についてのお問い合わせ・相談等は……

厚生年金について

- ・ 全国の年金事務所
- 電話でのお問い合わせは「ねんきんダイヤル」 (TEL 0570-05-1165)

国家公務員共済年金 ••• について

《国家公務員共済組合の組合員の方及びその配偶者等の方》 現在勤務されている各省庁の共済組合

《組合員であった方及びその配偶者等の方》 国家公務員共済組合連合会年金相談室(TFL 03-3265-8141(代表))

地方公務員共済年金 について

•••

現在所属している共済組合又は過去に所属していた共済組合

私立学校教職員 共済年金について 日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部広報相談センター相談室 (TEL 03-3813-5321(代表))

- ※ 以上のほか、当事者からの請求により各制度ごとに交付される「年金分割のための情報通知書」にも、 年金分割制度等についてのお問い合わせ先が記載されています。
- 審判・調停・人事訴訟に関する手続の詳細は……

最寄りの家庭裁判所

◆裁判所ウェブサイトのご案内

http://www.courts.go.jp/ 裁判所 検 索

▶家事手続情報サービスのご案内



(音声・ファクシミリ共通) 0570-031840

家事事件の手続に関する説明などの情報等を提供しています。

•••



日本司法支援センター法テラスのご案内 http://www.houterasu.or.ip/



法的トラブルで困った時には 0570-078374